

令和5年4月1日

各 位

庄原市長 木山耕三
(環境建設部地籍用地課)

工事中情報共有システムの利用について(お知らせ)

平素より庄原市建設行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

庄原市では令和5年4月1日以降に発注する一部の工事について、工事関係書類等の往復及び処理の円滑化、迅速化等を図るため、工事中情報共有システムの利用することとしたので、お知らせいたします。詳細については下記のとおりです。

1. 工事中情報共有システムについて

(1) 利用対象工事

庄原市環境建設部および各支所(産業建設室、地域振興室)が発注する建設工事(営繕工事は除く。以下同じ。)のうち、予定価格(税込)が3,500万円以上で特記仕様書に利用対象であることを明示してあるものを工事中情報共有システムの利用対象工事とします。

なお、利用対象工事以外の建設工事については、契約後に受注者から申し出があり監督員が承諾した場合は工事中情報共有システムを利用できるものとします。

(2) 使用する工事中情報共有システム

広島県工事中情報共有システム

<http://www.doboku.or.jp/koujijyouhoushisutemu2.html>

(3) 利用対象とする工事関係書類

工事中情報共有システムの利用対象とする工事関係書類は工事書類のうち工事帳票(工事打合せ簿(施工計画書及び履行報告書を含む)、段階確認書、材料確認書および確認・立会依頼書)とし、工事写真やその他の書類は利用対象としません。

(4) 工事中情報共有システムの利用料

工事中情報共有システムの利用にあたり、受注者が(一社)広島県土木協会に利用申込みを行い、利用料のお支払いをお願いします。利用料については共通仮設費率分に含まれています。

(5) 電子納品

工事中情報共有システムを利用して作成した工事帳票は原則、電子媒体による電子納品とします。

また、工事写真及び出来形品質管理関係書類の納品方法については紙媒体か電子媒体かを事前に受発注者間で協議により決定してください。

(6) 利用方法及び検査について

工事中情報共有システムの利用や検査時の留意点については「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に準拠しますので、そちらをご確認ください。

「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」

<http://hiroshima.neo-calsec.com/document/guidline.pdf>

2. 適用期日

令和5年4月1日から

今後、利用状況を考慮しながら、利用対象範囲を広げていく予定です。

不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目 10 番 1 号

庄原市役所 環境建設部 地籍用地課

TEL 0824-73-1118(直通)

E-Mail : kensa@city.shobara.lg.jp